
じんけん ぶんか まちづくり

一般財団法人とよなが人権文化まちづくり協会

第61号(2018年10月)



もくじ

巻頭コラム「豊中の差別事象を考える」	3
評議員のページ「杉田水脈議員の記事について」	6
評議員のページ「『風になる』を読んでみませんか？」	11
「米騒動」100年を考える・講演①「女一揆の地・富山から」	14
「米騒動」100年を考える・講演②「米騒動と被差別部落」	22
楽遊ガイド「『健康で文化的な最低限度の生活』は誰のもの？」	28
答申を振り返って「答申の活用方法について考えていきたい！」	31
豊中地域より「保育教育協議会の取り組み」	32
蛭池地域より「平和と人権の取り組みを」	34
編集後記	35

表紙の写真「松浦武四郎とクスリ酋長メンカクシ」

このブロンズ像は、釧路（アイヌ語でクスリ）の幣舞公園にある。北海道各地では、本年が「北海道命名150年」ということでさまざまな記念事業やイベントが行われている。そのシンボリックな人物として取り上げられているのが、三重県松阪出身の武四郎（1818～1888年）で、1845年を皮切りに、樺太を含めて蝦夷地を6回にわたって探索し、膨大な記録を残している。その旅は容易なものではなく、松前藩や商人たちの妨害をくぐり抜けて行われた。わけても、その健脚ぶりはハンパではない。

武四郎が蝦夷地へ目を向けたのは、ロシアの脅威が迫り、日本危うし！との危機意識からだった。和人未踏の地の探索は、アイヌの協力とガイドがあったればこそで、武四郎はアイヌ民族とその文化を絵と漫画で紹介している。また、1859年にまとめた「東西蝦夷山川地理取調図」（全28冊）には、9800に及ぶアイヌ語の地名と案内してくれたアイ

ヌの人々の名前が270人ほど記されている。

そして、1869年に明治政府に道名案を提出・採用され、「開拓判官」に任ぜられるが、開発政策をめぐる対立のなかで孤立し、2年後に辞職し、「馬角齋」という雅号を名乗った。以後、天満宮に神鏡を奉納したり、大台ヶ原を探索したが、蝦夷地を踏むことはなかった。

一方、北海道は明治政府によって天皇制国家に組み入れられ、アイヌの人々は、土地を奪われ、狩猟・漁撈を禁止され、同化政策によって民族性（言葉・名前・文化）を奪われ、「土人」として差別された。

本来的にこの150年は、侵略と同化、差別の歴史と言っていいはずだ。「明治維新150年」も含め、こうした視点を欠いたまま、うさん臭いところは郷愁と感傷のオブラートで包み込み、清算してしまうのはトンデモナイことだろう。

【佐佐木 寛治】

巻頭コラム

豊中の差別事象を考える

佐佐木 寛治【事務局長】

前号の特集「豊中市同和問題解決推進協議会答申」はいかがでしたか？部落差別をめぐる今日の状況にどう切り込むのか、貴重な提起がされていますが、問題はこれらを具体的に実行することです。同時に、「答申」を広く知ってもらうことを通じて、部落問題について改めて考える機会を提供することが大事です。「答申」の「1. 部落差別の現状と市民意識のあり様について」のところには、『**『現在もなお部落差別は存在する』という認識は、豊中市においても当てはまると言わざるを得ないのである。**』と書かれています。しかし、多くの方はそうした事実（現実）を知る機会はありません。

だから、「本当にそうなの？」と思っても仕方がありません。本コラムでは、その一端を紹介しますので、一緒に考えていただければと思います。

（１）大阪モノレール・大阪空港駅での差別落書き

2018年4月29日、大阪モノレール大阪空港駅構内の男子トイレで落書きが発見されました。油性マジックで、「同和〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇」とあ

り、「同和」の後に電話番号らしい数字が書かれていました。数字が電話番号なのかどうかを含め、何を意味しているのかはわかりません。

コメント

これだけの情報からわかることはほとんどありませんが、数字の前にあえて「同和」と書いているところを見ると、数字と「同和」が関係していることを示唆しているように読み取れます。「同和」と書くことによって、何らかのメッセージを伝えているのかもしれない。しかし、なぜあえて、こんなことを？と思います。

（２）市・人権政策課への同和地区問合せ①

2018年7月3日、人権政策課に「不動産会社から紹介された〇〇の物件が同和地区かどうか知りたい」との電話がありました。男性は、「親戚はインターネットで地名を調べたうえで、『〇〇は同和地区に該当するからやめろ』と言っている」、「同和地区だと親戚が住居契約のための保証人になってくれないので困っている」、「そこが同

和地区でないと答えてもらえれば親戚も安心して保証人になってくれると思う」と言い、さらに、物件を紹介した不動産会社にも同和地区について質問をしたそうですが、「あるともないとも言えないが、気にする必要はない。安心して住めるところかどうかで選んではどうか」と言われたとのことでした。

対応した職員によると、男性は「自身に差別意識はない」「同和地区かどうかで住む場所を選ぶべきでない」といった考えで、最終的には「再度、親戚を説得してみる」と言って電話を切りました。

コメント

問い合わせをしてくる人の多くは、「私は差別していないが…」という言い方をします。言っていることが「事実」だとしても、親戚の方の発言が差別につながるものであると思うのであれば、そのことを伝えるべきです。そうはしないで、親戚を「悪者」にして情報を聞き出そうとするのは、自らも差別に加担していることになります。不動産会社にも尋ねていますから、余計に疑いは増します。親戚を説得していただければいいなと思います。不動産会社の対応はどうでしょう？私には「他人事」のような言いぶりに聞こえるし、同和地区かどうかを尋ねることに問題があるとの認識は薄いようで残念に思います。

(3) 市・人権政策課への同和地区問合せ②

7月9日、人権政策課に「同和地区がどこにあるのか教えてほしい」との電話がありました。こちらも男性からで、「顧客が土地の購入にあたり、同和地区がどこにあるのか知りたがっている」とのことでしたが、回答が得られないとわかるとすぐに電話を切ってしまいました。やりとりの内容から不動産関係者による電話と思われるのですが、詳細についてはわかりませんでした。

コメント

これも(2)と同じことが言えます。「顧客が…」ということになっていますが、それが事実かどうかはわかりません。業者がそう騙っているかもしれないし、別人がなりすましているかもしれません。業者だとすれば、業界の問題にもなります。部落差別の根深さと執拗さを感じます。

(4) 「同和地区問い合わせ」を考える

①そもそもそこが部落であるかどうかを知りたいのは、なぜなのか？

おそらく、そこを避けるために知りたいわけであって、それが確認できれば、そこには引っ越さない、逆にそこから引っ越す、その物件は買わないということになるでしょう。

②では、部落には住みたくない、関わりたくないのはなぜなのか？

そこに住んだり、関係を持ったりすると、周りから差別をされる対象になるからではないでしょうか。この社会で部落にどのようなまなざしが注がれているのか。部落がどのように語られ、伝えられているのか。どんな噂話や伝聞が飛び交っているのか。そうしたことをその人たちはよく知っています。だから、自分がそうした立場になることを恐れて、避けるのでしょう。

③部落差別の特性の一つは、生まれた場所・住んでいる場所がそのしるしにされること。

部落がどこなのかを知ることはそうした人にとっては、とても大事なことになります。結果、あの手この手を使って、その情報を入手しようとする。さらに問い合わせをする人は、「その場所」が部落であるかどうかをピンポイントで知りたいから、インターネットのあやふやな情報ではなく、正確な情報を持っている市役所に「問い合わせる」ことになるのでしょう。

事象別件数

区分		落書	電話(同和行政・教育への苦情等)	地区問い合わせ(電話)	地区問い合わせ(直接)	文書等	発言・行為	インターネット	計
年次別件数	2004	3		2	3	1			9
	2005	1		2	2		2	1	8
	2006	2		1	1	2	4		10
	2007			7	3		4		14
	2008		1	2			1		4
	2009			2			1		3
	2010			2	1				3
	2011	2		3					5
	2012	1					1	2	4
	2013			1			3		4
合計		9	1	22	10	3	16	3	64
1994～2003		27	8	20	1	12	8	4	80

「豊中の差別事象・V (2004～2013年)」(発行：とよなか人権文化まちづくり協会)より

④同和地区を問い合わせることは差別なのか？

言うまでもありませんが、問い合わせをする人は部落に対していいイメージは持っておらず、差別的な見方をしていると思います。しかし、自身のそうした意識については、無自覚で気づいておらず、何のこだわりもなく、問い合わせをします。あっけらかんとまではいきませんが、多くが後ろめたさを持っていません（もちろん、中には確信犯もいます）。こうした部落を特

別視し、忌避する行為は差別と言わずして何と言えればいいのでしょうか。「私は差別しない」「部落差別は関係ない」と言うのであれば、調べたり、問い合わせをする必要もないはずです。部落差別が存在し、人々をとらえている現実があるからこそ、こうした問い合わせが後を絶たないのだと思います。「生まれたところや住んでいるところで、人が人を差別する部落差別っておかしい、間違っている」ということが当たり前になってほしいものです。

評議員のページ

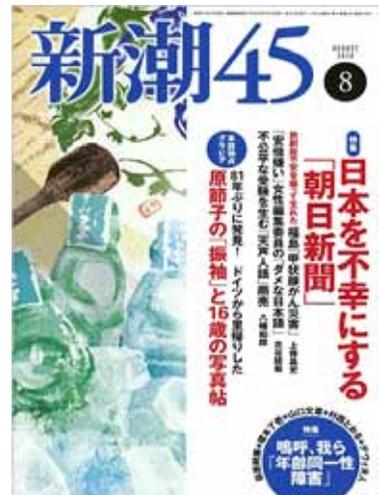
杉田水脈議員の記事について

宮前 千雅子【評議員】

みなさんは、『新潮』45に掲載された杉田水脈衆議院議員の『LGBT』支援の度が過ぎる』（2018年8月号）をお読みになったでしょうか？ LGBTとはセクシュアル・マイノリティの人たちを指し、Lはレズビアン、Gはゲイ、Bはバイセクシュアル、Tはトランスジェンダーの頭文字で、最近ではこれでは網羅し切れない人たちを想定してLGBTsやLGBTQなどと表現されることもある。現役の国会議員である杉田が彼ら彼女らを「生産性がない」としたことから、マスコミなどで連日報道されていた、あの記事である。いやはや、事実誤認も含めて、突っ込みどころ満載の記事だ。いやむしろ、これに突っ

込みを入れられる感性を、人権教育や啓発にかかわる人は持つべきだと思う。ということで以下、多々報道

された「生産性」の部分は除いた5点について、突っ込んでいきたいと思う（☞マーク以降が突っ込み）。



1. 「気にせず付きあえます」ってどういうこと？

まず、彼女はメディアがここ最近、セクシュアル・マイノリティについて取り上げる頻度が多いことを指摘し、「しかし、LGBTだからといって、実際そんなに差別されているものでしょうか」と疑問を呈す。そして自分にゲイやレズビアン友人がいたとしても「私自身は気にせず付きあえます」と言う。さらに「職場でも仕事さえできれば問題ありません」と言い切る。

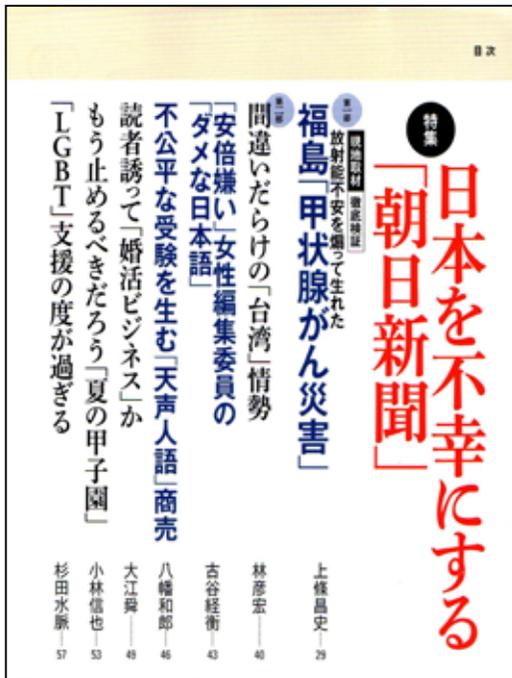
☞杉田が「気にせず」付きあえるかどうか、筆者の知ったことではないし興味もない。もしかしたら自分はセクシュアル・マイノリティの「理解者だ」とも言いたいのだろうか。実はこれ、どの人権課題でも“あるある”の話で、筆者が部落出身だと語った講演後に、

「知り合いに部落の人がいるんです」と言いに来る人がいる。そんなときいつも「それがどないしたん？」と内心思ってしまう（もちろん、言いに来る人に悪気はないのだが）。

マスメディアで報じられているとおり、セクシュアル・マイノリティの人たちは自らの性指向や性自認などを理由として、差別的言辞にあうなど人権が侵害されている現実がある。トランスジェンダーの人が就職活動でどれほど苦勞をするか、また勤めている会社で同性愛嫌悪の言葉を耳にするたび心身が擦り減る思いをする人々の存在を杉田は想像できないのだろう。そのようなマイノリティの声に耳をすませ、その問題を解決に導くのが政治家の役目ではないのか。

2. 日本はセクシュアル・マイノリティに対して「寛容な社会だった」？

つぎに杉田は、諸外国には同性愛を禁止する法が存在したことがあるが、日本にはそのような法が存在したことがないことから、むしろ日本はセクシュアル・マイノリティに対して「寛容な社会だった」と言う。また「LGBTの方たちから聞いた話によれば」と前置きして「社会的な差別云々よりも、自分たちの親が理解してくれないことのほうがつらい」という言葉を紹介する。そして当事者の親さえ理解してくれたなら「日本はかなり生きやすい社会」ではないか、と述べる。



☞確かに、これまで日本において同性愛を禁止する法は存在しなかった。しかしそれはセクシュアル・マイノリティに寛容であったことを意味しない。とくに近代社会では一夫一婦制をはじめとした社会制度が、それまでの男尊女卑的な考え方と輻輳^{ふくそう}することによって、婚姻外の性に対する眼差しは厳しさを増す。やがて同性愛は「変態性欲」のひとつと捉えられていくようになる。1990年にも府中青年の家事事件（同性愛の当事者団体が公共施設利用中に他団体から差別を受けた事から東京都と話し合いをしたところ、逆に当事者団体の施設利用を拒否された事件）が起きている。テレビをつければ同性愛やトランスジェンダーを笑いものにする番組がたくさん放送されている（もしかしたら笑いものにされていることが、わからない?）。そもそもセクシュアル・マイノリティの存在を自明視していない、すなわち「いて当たり前」の存在としてないのが日本社会なのではないかとさえ思う。「寛容」な社会などでは、決してない。

ただ彼ら彼女らにとって親が大きな壁になっていること、それは確かである。しかし親の理解さえ得られれば「生きやすい社会」になるなんて、社会生活をいったい何だと捉えているのだろうか。もしかしたら国会議員とは、親とか身内とか、お友達との関係性だけを心配していれば（優遇すれば?）勤まる仕事なのだろうか（ここ最近の動き出来事も含めると…）。

3. 「生きづらさ」は我慢しろっ てか?

杉田はセクシュアル・マイノリティの「生きづらさ」を社会制度のせいにするマスメディアの風潮を戒め、「そもそも世の中は生きづらく、理不尽なものです」と言う。そして教育の目的を「それ（生きづらさのこと、筆者注）を自分の力で乗り越える力をつけさせること」だとする。

☞こんな人が国会議員であることが、そら恐ろしくなる文章である。一人ひとりの生きづらさや困難をともに支え、助け合っていくのが社会ではないのだろうか。それをシステムとして行うために、さまざまなセーフティネットがあるのではないのか。そのことを脇に置き、自分で乗り越えることを是とする杉田の意見は、社会にはびこる自己責任論を彷彿とさせる。それは、「国家のための（有益な）国民」を育



新潮45 (2018年10月号)

成しようとする日本の道德教育にも通ずるものである。

すなわち杉田の視点は、個人の困難の解決のためには必要とあらば社会制度の変革も辞さない同和教育や人権教育で大切にしてきた視点と真逆なのである。人権教育に関わる人には、ぜひとも気づいてもらいたい点である。

なお杉田の議論はこの後に、行政が動くことはすなわち税金が使われること、子どもをつくらないカップル（杉田の言葉では「生産性がない」カップル）に税金が使われてよいのか…と続いていく。さまざまな手法を用いて、セクシュアル・マイノリティのカップルで子どもを持とうとする人もいる。杉田には、実はセクシュアル・マイノリティにも（どのマイノリティにも）多様性があること、は見えないのだろう。

4. 同性愛は「不幸」なのか？

杉田は中高一貫の女子校に通っていた体験をもとに、思春期に同性に惹かれることを「一過性」のものとする。にもかかわらずマスメディアが同性愛を当然視するような報道をすることから、『これ（同性愛）でいいんだ』ということは、不幸な人を増やすことにつながりかねないと指摘する。

よくもまあ勝手に、他者を「不幸な人」と言えるものである。あんたに言われる筋合いはない！の一言を返したいと思う。ついでにもう一言。性的指向は「コーヒーと紅茶、どちらになさいますか？」に答えるほど単純なもの

新潮45 10 OCTOBER 2014

「そんなにおかしいか」杉田水脈「論文」

政治は「生きづらさ」という主観を救えない

特権ではなく「フェアな社会」を求む

騒動の火付け役「尾辻かな子」の欺瞞

杉田議員を脅威とする「偽リベラル」の反発

寛容さを求める不寛容な人々

凶悪殺人犯「扱いしたNHKの」人格攻撃

沖繩をダメにする「翁長雄志」吊い選挙

藤岡信勝 77

小川榮太郎 84

松浦大徳 90

かずと 97

八幡和郎 102

KARUYA 108

潮匠人 110

権原章 56

ではないことを、わざわざ「性的嗜好」という語を用いる杉田には伝えたいと思う。

ただ、セクシュアル・マイノリティを「不幸な人」とする見方は、教育においても注意すべき点である。たとえば学校でセクシュアル・マイノリティをテーマに学習する際、彼ら彼女らの困難を紹介し、生きづらさを共有するだけの教育になってしまうと、子どもたちに「世の中にはかわいそうな人がいるんだな」との印象を与えるだけになってしまう可能性があるからだ。

だからこそ、人権の視点から、そしてジェンダーの視点からセクシュアル・マイノリティを考えていくことが不可欠である。自分自身の性で生きることは個人の大切な権利であり、誰もがその権利の主体なのである。性の多様性のシンボルカラーは虹色だが、セクシュアル・マイノリティもそしてわ

たし自身もその虹色のなかのひとりなのだ、と感じさせる工夫が必要である。

5. 「普通であること」はそんなに大事か？

杉田はトイレの問題を例に挙げ、「自分の好きな性別のトイレに誰もが入れようになったら、世の中は大混乱」と指摘する。結婚も同性同士のカップルだけではなく、「兄弟婚」や「親子婚」「ペット婚」という語にまで概念を広げ、やがて「歯止めが利かなく」なるとする。なぜ「男と女、二つの性だけではいけないのか」、「『常識』や『普通であること』を見失っていく社会は『秩序』がなくなり、いずれ崩壊していくことにもなりかねない」と警鐘を鳴らす。

☞「兄弟婚」や「親子婚」、「ペット婚」と、反論するために相手が言ってもいないことにまで話を広げる、なんと卑怯な論法だろうか。それはさておき、ト

レの問題は、個室を用意することである程度解消できる。日本ではその個室が少なすぎるのである。何も歯止めが利かなくなる問題ではない。

そして結婚の問題は、先進国で同性どうしの結婚を認めていない数少ない国のひとつが日本である。セクシュアル・マイノリティの権利保障として、その承認は世界の趨勢^{すうせい}なのだ。

そもそも「常識」や「普通」、そして杉田が当然視する「男と女という2つだけの性」で構成される社会も、これまでの歴史の産物であり、常に作り変えられてきたものである。だからこそ、目の前の社会の枠組みを疑い、問い続ける視点は不可欠だ。

ここまで突っ込んできて、つくづく思う。同和教育や人権教育で積み上げられてきたことを、いま一度見直していくこと、そのことがこのような原稿を書く国会議員のいる日本社会ではますます重要になってくるのではないだろうか。

世界人権宣言 70 周年記念豊中集会

劇団石（トル）ひとり芝居

「人の値打ち～たまちゃんとはるちゃん」

部落差別と懸命に闘い生きるある女性の半生を描いたきむきがんの1人芝居

11月22日（木）18時00開演（17時30分開場）

会場：豊中人権まちづくりセンター

問い合わせ：世界人権宣言豊中連絡会議

電話：06-6841-5300 MAIL：bwz37306@nifty.com

入場無料

一時保育あり
ます（要申込）

評議員のページ

自閉症の東田直樹さんが書いた本 「風になる」を読んでみませんか？

私も自閉症の子を知っている。

私が初めて子どもを産んだころ、近所に3人の男の子を持つお母さんがいて、一番上のKちゃんが自閉症だった。たぶん1年生くらいだったと思うが、とにかく外ではいつも飛び跳ねて歩いていたし、よそのお店のドアの前で、はいつくばって何かつぶやきながら遊んでいた。

そのお店はきれいな化粧品店で入口は狭く、彼はその真ん前に寝そべっているからお店にとっては大迷惑だったと思うが、叱られる事もなく好きにさせてくれていた。

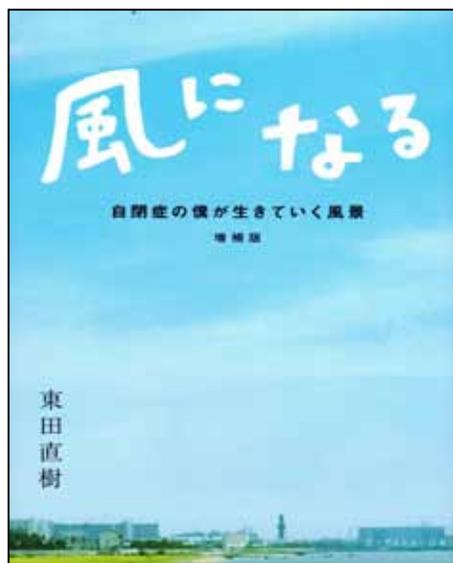
お母さんの言う事は何回もオウム返しに言って、そのうち内容が理解できたのかお母さんの言うとおりにしていた。

家が近いので行ったり来たり、私も2人目の男の子ができ、向こうも4人目の男の子ができ、本当に子育てを一緒にしたなあという気がする。

でも今、思い出そうとしてもKちゃんは家で何をしていたか、子どもたちと一緒に遊んでいたか思い出せない。

多分、一人でブロックで遊んだりお気に入りの絵本をみていたのではない

寺本 美鶴【評議員】



かと思う。それでも時々お母さんの言う事を聞けず、叫んだりしていた。

赤ちゃんの時は手がかからず、テレビをつけているといつまでも見ていた。ほかの子とちょっと違うと思ったのは言葉が出なかったのと、人の顔を見ないという事だった。

その頃の私は、Kちゃんは自閉症でちょっと手はかかるけどといった感じで特に注意を払うこともなく接していた。

お母さんも特に大変だとも言わず、ぐちをこぼすわけでもなく、絵本好き

なKちゃんのために障害児担当の先生が膝に抱っこして本を読んでくれていると感謝していた。

教室を飛び出して運動場を走り回っていることもあったようだ。

そのうち私が引っ越しをし、Kちゃんのお母さんはなんと離婚して4人の子をつれて遠くに行ってしまう、次にKちゃんにあったのはもう大人になってからだ。

お母さんが遊びに来る事になり一緒に来てくれた。

ちゃんと私のことを覚えてくれて、何回も「A（私のこども）ちゃんのお母さん」と繰り返し尋ね、お母さんが「そうやで、Aちゃんのおかあさんやで」と言っていた。

子どもの頃と同じようにお母さんの言うことをオウム返しに繰り返し、そのうち納得する。

お母さんが、彼は電車が大好きで駅名を覚えるだけでなく、時刻表もしっかり覚えているのよという、私の知らない沿線の駅名をずっと言ってくれた。

それから何年か後、Kちゃんは施設に入ったが土日は家に帰ってきて、それもさすがに電車好き、一人で電車に乗って帰ってきて一人で施設に戻るといったことだった。

だけど、思春期のKちゃんは電車でも誤解をうけ、警察沙汰になってお母さんの付き添いが無ければ電車に乗れなくなってしまった。

東田直樹さんの「風になる」を読むとKちゃんが重なってくる。

いつもひょいひょいと飛び跳ねてた。同じことを繰り返し言っていた。

好きな事はびっくりするほど出来た。国語は全然だけど、数学はとつてもできた。

東田さんは自分の意志と関係なく勝手に動き回る手足。「うん」とか「いや」という言葉さえ発することができない自分。自閉症特有の外見だけど、彼は筆談で自分の考えや気持ちを伝えることができた。

彼は書いています。

思いを伝えられるようになって、初めて言葉の重みを知りました。自分の気持ちを伝えることは、相手の気持ちをうけとめることだったのです。それまでの僕は、人としてこの社会に生きていませんでした。いくら大切にされても、コミュニケーションがとれないということは、僕であって僕でない人間を、みんなが見ていたことに気づきました。

こうも書いています。

自閉症だからこそ、みんなとは違うものにひかれてしまう。普通のひとには理解できない行動が奇妙に思われる。それは本当に僕たちが直さなければいけないことでしょうか。

違う感覚の人間が存在することに対する不快感や違和感のせいで、普通の人たちのようになることを、みんなが望んでいるのだとしたら、僕は少し悲しいです。～中略～

ありのままの自分でいたいと願うのは、僕のがままなのかもしれません。みんながそんなことを言えば、この社会がなりたたないでしょう。それがわかっているからこそ、ありのままの僕を受け入れようとしてくれる相手の優しさに触れた時、僕は未来に希望が抱けるのです。そして、同じ時間を過ごす幸せにつつまれるのです。

東田直樹さんは自閉症なので、今でももちろん話すことはできないし、講演といってもイヤフォンをつけて音楽を聴きながら、身体は動き回っています。話をするときは音声器を使って話している。

見かけは私たちが知ってる紛れもない自閉症の人だけど、その人の心がこんなに豊かな言葉にあふれているなんて、この本を読まなければ誰が信じるでしょう。

彼が言葉を表現できなかった時、そして今も自然は彼をありのままに受け入れて彼を包みこみ、一緒になって遊んでくれる優しく美しい命です。



Kちゃんの頭の中はどんなだったんだろう？

やっぱり風や木や花や自然と遊んでいたんだろうか？

どんなふうに私たちのことをみていたんだろう？

私が見ていたKちゃんの心はどんなだったんだろう？

東田さんのもう一冊の著書「社会の中で居場所をつくる」に、こう書かれています。

小さい頃、僕はみんなのようになりたくてしかたがありませんでした。けれども、大人になるにしたがい、その思いは薄れてきました。どんなに努力しても、普通になれないことがわかったからです。

自閉症のまま生き続けなければならない。そう気づいた時、僕の心に残ったのは、絶望ではありません。

僕は、自分のことが好きだったのです。僕にとっては、自閉症の自分が僕なのです。いくら周りから否定されても、自分を肯定する力があれば、苦しさから逃れられます。

この自分を信じる力はいったいどこからきているのでしょうか！

私たちはたとえ言葉ができ会話ができて、気持ちを伝える事、思いを伝えることのむつかしさを経験し、日々感じています。「風になる」を読むと一層その思いは深くなります。

でも、それと同時に社会の中で生きる勇気や、人を信じ共に生きる幸せや喜びを感じさせてくれる本です。皆様ぜひお読みください。

2018 特別講座「米騒動」100年を考える

講演①「女一揆の地・富山から」

1918年（大正7年）7月、米価高騰に苦しんでいた富山湾東部沿岸地域の漁師町の主婦たちが米の積み出しをやめるよう懇願したのが「米騒動」の始まりでした。地元紙にこのことが報道されると県内のあちこちで米騒動が起これ、富山から発祥した「米騒動」は全国に広がり、暴動に変化し、社会を揺るがす事件となりました。特別講座第1講は、富山県出身で元北日本放送ディレクターの金澤敏子さんをお招きし、金澤さんが制作したドキュメンタリー番組「鍋割月の女たち」の上映と、100年前の米騒動が今の私たちに何を語りかけているのかについてお話いただきました。【文責：森山輝子】

鍋割月の女たち

富山県の入善町からやってまいりました。高校を卒業して、富山の地元の北日本放送というテレビ、ラジオの民放に入りました。会社に入って15年ほどしましたら、アナウンサーを辞めまして、自分で番組を作りたいと思い、ディレクターを志願しました。

家庭教育番組や社会問題、戦争シリーズやイタイタイ病など、いろいろなテーマにした番組を40本ほど作りました。

今日ご覧いただいた番組「^{なべわれづき}鍋割月の女たち～米騒動から80年」は、20年前の番組です。

米騒動は富山湾東部沿岸地域の漁師町を中心に起きました。

漁師町では、毎年7月、8月になると、暑いので魚はたくさん獲れない、獲れて売りに出てもすぐに腐ってしまう。米の端境期ということもありまして、



収入のない一番苦しいときでした。鍋をかけて何か食べようと思っても、何も入れるものがない。鍋が割れてしまうぐらい辛い時期だということで、鍋割月と言っていました。米騒動はそんな7月8月に多発しておきました。

とにかく米騒動に参加したおかかたちの代弁者になりたいと思いました。お母さんたちおばあちゃんたちは、子



どもや孫
たちがひ
もじい
って言っ
てくる、
さぞ辛か
ただろ
うな
あと思
います
よ。

ディレ

クターをしているときから、米騒動に
すごく関心がありました。

明治時代の新聞資料など 6000 件あ
まりを調べるのに、4 年間県立図書館
に通いました。

全国の新開や、富山県の明治 18 年
からの新聞記事をいろいろ調べ、一冊
の本にまとめたのが『米騒動とジャー
ナリズム』という本です。

おかかたちの行動の原点

米騒動が、いつ頃からあったかとい
うと、規模は違いますが明治時代には
毎年のように起きていました。

封建時代の江戸時代が終わって明治
になると、農村から都市へ人口が集中
しました。さあ、国民のみなさん、ど
こでも好きなところへ行ってください
というので、農家の次男坊、三男坊は
「おら、この村いやじゃ、農家やっ
たらんじゃ」といって、大都会、東京、
大阪、名古屋へ行って、職人として働
くようになりました。

米を作る農家の人が少ないと、

米をお金で買う人がどーんと増えて、
バランスが悪くなりました。

だから段々米の値段があがって
いく、米不足で米価暴騰する。米商人が
買い占めをしたり、売り惜しみを
するので、消費者は困ったこと
です。米騒動のルーツ、富山県
の場合は「安政の大一揆」とい
うのがありました。米騒動と一
揆が混ざったものなんです
が、加賀藩全域で起きました。
ちょうど 1858 年、明治元年の
10 年前です。ここで口火を切
ったのは大正の米騒動と一緒
で女たちでした。金沢、輪島、
高岡、氷見、戸出^{といて}方面
です。氷見では朝日山に、女
たちが 100 人以上集まり、
米商人のいるところに向かっ
て、声をあわせてこう言った
んです。「ひもじいー！」

腹減ったじゃないんです。切実な
る「ひもじい」という言葉
でした。^{ほうじょうづ}放生津では役人の
ところへ行って、「米商人が米
を売ってくれないんです」と
泣き叫びました。

これが米騒動のおかかた
ちの行動の原点になっています。

新聞に見る米騒動

一揆と米騒動の違いなんです
けども、一揆というのは農民
の人たちが、行政や権力を
持っている役人たちへ向か
って、「これはおかしいぞ！」
という、下から上への抗議
です。

米騒動というのは、米商人
や富豪たち、社会の中間層
にいる人たちに対して、下
層民が非常手段として制裁を

石川新聞

○久保より越中地方へ警部巡査ヲ出張せらるるより何れも仔細
 とわらんと四方探偵せし更に其真偽を問はずしお昨日觀地
 某氏よりの告知によれそ身米價頗りに騰貴するより這の全
 く支那の價騰に際し一儲けせんとて此邊の米の需く該地へ運
 搬するなりとの浮説を伺ふか爲したるより今日觀し人民が
 それで支那人よりさきに我々が獲獲するも計られざりて人心
 ナト固ならずし矢先きへ三菱會社の蒸氣船が伏木港へ碇泊
 し船の如く米穀を積入れんと陸なる米を數隻の小艇に積み運
 船へ運搬せんとする際該港の婦女百十人計り出て來りて其小
 艇に近づき是非とも米の陸へ戻して運船への積入れ其れざる
 様ど泣き叫び一時の大混濁なりしお運船の脱輪にてよふく
 運散せし由一夫を失れ其れを救ふに其れを失へし一
 夫こそ誠に惜むべけれ

1878 (明治11) 年5月17日付け【石川新聞】

する、不正や不当な行為を糾弾するもの
です。米商人対下層民の戦いが騒動
の形式でした。

明治11年、伏木町という港町で米
騒動が起きました。

初めて新聞に載りました。5月17
日付けの『石川新聞』です。(写真上)

「三菱會社の蒸氣船が伏木港へ停泊
し、いつものごとく米を積み入れんと
陸(おか)なる米を数隻のはしけに積み

み、汽船へ運輸せん
とする際、港の婦女
子100人ばかりが出
いたりて、そのはし
けに取り付き、ぜひ
とも米は陸へ戻して、
汽船へは積み入れく
れざるようと泣き
叫び、一時は大混乱
した」と書かれてい
ます。

この騒動の中心人物6人のなかに一
人の女性がおって、捕まりました。こ
の石川新聞のニュースは、のちに東
京日日新聞、5月21日付けに紹介さ
れました。富山県内の米騒動が初めて
全国のニュースに載ったということ
です。

明治22年9月22日付けの新聞『北
陸公論』。明治22年から23年は大き
な騒動が全国で起きました。“ソレ始
まったり”と新聞は見出しに書いてい
ます。(写真下)

「富山市柳町の油商北島長兵衛とい
う強欲非業の色気なしが、この頃しき
りに玄米を買い占めて、木町の浜蔵に
積み込みたれば、ソリヤ長兵衛は我々
のあごを干しやがるぞ。白米の値段を
8圓30銭までに騰貴せしめたうぬれ
にくき長兵衛、してみせんとて東仲間
町、西仲間町、下金屋町、北新町等
の
下等社会連の男女、100余人がうち連
れだつて長兵衛方へ押し寄せたれば是
れ大変こそしゅつたいしたれとて」と

●ソレ始まったり
 ツレ去十三年此頃の二
 の舞が始まったり聞く處ろに據れば一昨々晩
 の事とか富山市柳町の油商北島長兵衛と云ふ
 強欲非業の色気なしが此頃春りに玄米を賣占
 めて木町の濱蔵に積み込みたればソリヤ長兵衛
 は吾々の腰を干しやがるぞ白米の直段を八圓
 三拾銭までに騰貴せしめた己れ惡き長兵衛仕
 て見せんとて東仲間町、西仲間町、下金屋町、
 北新町等の下等社会連の男女百餘人が打連立
 て長兵衛方へ押寄せたれば是は大變こそ出来
 したれとて柳町の菅屋巡査山本敬政氏が早速
 出張して種々説諭を加へたるにや一先づ其
 場を引退しが尙ほ又た同町の馬瀬清九郎及
 び向川原町の前川彌三郎と云ふ兩人の市會議
 員も長兵衛同様の振舞ありとて是亦押寄て一
 時の大騒ぎを爲したりと因に記す昨夜前川の
 養子英一氏は自から進んで押寄せたる人々
 に接し懇篤其理由を辨じ且若干の金圓を惠與
 せしむ時に取りての大出来なれば鬼の如くに
 憤り居たる連中が俄かに佛の様よ笑顔を作り
 て引揚げしとぞなん

1889 (明治22) 年9月22日付け【北陸公論】

いうこと。ここで騒動を起こしたのは、下等社会連の人だったというんです。

新聞記事を見ていますと、明治時代は差別をする言葉として、「貧民」「細民」「窮民」という言葉が頻繁に出てきます。細民とは定職はあるけれども貧しい人たち、職人のひとたち。貧民というのは、定職がなくて日雇いをする人たち。人夫、人力車夫とか、筋肉労働者などの生活の苦しい人たちを貧民と言いました。窮民というのは、生活保護を受けている人たちです。身分的に差別に用いた下層社会の人びとです。

新聞記事ですが、下等社会に暮らす人に対してはすごく表現が冷淡で軽蔑で異質な世界を見るような感じでした。細民、貧民への理解とはほど遠い位置で、同情よりも軽蔑、騒動自体も秩序を乱す、社会悪とみていました。

資料には、記事のなかで初めて女の人が出てきます。これまで貧民、細民、窮民という形で、男と一緒に女もまじっていたんですが、記者である男の人たちからみると、初めて女に注目したんです。明治23年1月19日付けの『富山日報』です。

「女隊市役所に迫る」。女が隊を組んできたぞというんです。富山市で起きました。

「相生町、長柄町、鉄砲町、大工町、鹿島町など、みんな職人の街です。職人の街のばば、かかれんが、三人五人と本派別院の境内へ、ほんとにそうだわね、こうこうあっては今にこじきするより仕方ないわとぼつぼつ集まり、



11 時頃にはもはや 200 人ほどにもなつて、そろそろ組をなし、市長さんにお目にかかって、お救助米をねだりましょうと口々にわいわいがやがやとすでに多数のものがどやどや市役所へ押し寄せ迫りし騒ぎに、さても難儀な話」と締めくくっています。

まだ行動はおだやかなやり方なんです。こういうふうな女性に注目したという、初めての記事として載っていました。

この1月19日付けの新聞がきっかけとなって、この記事が全国に伝わって明治23年には2府15県で騒動が起きました。氷見町では2000人が蜂起しました。打ちこわしがあったり、10人が捕まりました。

このなかに女性がひとりいたんです。加納又治郎の妻フテさん、一年の

実刑を言い渡されました。有罪です。県内初の米騒動で実刑の処罰が女性に下されました。

100 年前の米騒動、全国へ

明治の米騒動に続いて、今度は大正 7 年の米騒動になります。いよいよ 100 年前です。

大正 7 年の米騒動は“越中の女一揆”として全国に伝わりました。1 道 3 府 40 県です。米騒動を起こさなかったのは 3 県のみ。沖縄と青森と秋田。なぜかはわかりませんが、70 万から 100 万人近い人が米騒動に参加したのではないかとされています。

富山県で起きた米騒動は、あくまでも騒動で暴動ではありません。“米よこせ”ではありません。

でも、この米騒動が岡山、広島、大阪、東京など伝わるなかで、騒動は労

働運動に変化していきました。

俺たちの賃金は安い、米が買えんぞということで、労働運動になったことで、職人たちが入って暴動へと変わっていきました。それが大正 7 年の米騒動です。民衆の鎮圧に 120 地点に軍隊が出ました。10 万人です。死者 20 数人、重傷者 1000 人、起訴された人 7000 人、捕まった人 2 万 5000 人、2 人が死刑になりました。富山から一番に広まったのが岡山県でした。

全国で 636 回、米騒動の回数でいくと、ナンバーワンは岡山県なんです。なんと 70 回。ベスト 2 が広島の 62 回。3 番目が大阪。59 回。富山は 46 回で 4 番目だったんです。

米騒動とジャーナリズム

この米騒動はどんな風にマスコミは伝えたのでしょうか。

井上江花という『高岡新報』の主筆が 8 月 7 日付け「狼煙揚がる県下の窮民蜂起」という社説を書きました。この 7 日の米騒動の記事が、米騒動では初めての発売禁止の記事となりました。

大正に入って、新聞各社は民衆の行動を好意的に報じてきました。騒動の根本的な要因は、民衆の要求を無視し続ける政府にあるのではないかと、ここでジャーナリズムが発揮されたわけです。井上江花は次々と記事を書きまして、大阪朝日に伝わっていったんです。騒動はさらに拡大、東京日比谷の群衆、

一九一八年七月の発生月別・府県別騒動地点数

府県	計	10・1・15	11・1・31	9・1・10	22・1・31	15・2・21	8・1・14	8・1・17	7・23・1・31	月日
北海道	1			1						
東北	31					31				
関東	25		1	1		18				
中部	22		2		1	2				
近畿	22		1			6				
中国	46	5	1		2	3		22	3	
四国	6					4				
九州	46				2	3				
計	227				11	14				
計	636	8	5	12	50	225	311	22	3	計

神戸市では軍隊と衝突、大阪には米屋の焼き討ち。とにかく放火があったり、焼き討ちがあったり、破壊行動の暴動へと化しました。

政府は、こういった記事が出るものですから、米騒動の事件が広がったのは新聞が悪い。過大に誇大に報道したからだとして8月14日、政府は米騒動に関する一切の報道を禁じました。

記事差し止め命令を報道各社に通達いたしました。内務省が発表する小さい記事だけ載せることにしたんです。でも、新聞各社は言論弾圧に黙ってはいませんでした。

新聞社は内務省と交渉しまして、扇動的ではない記事は認めるようにしました。

新聞掲載禁止を事実上解除しました。それが8月17日です。わずか3日、4日の発売禁止だったわけです。

各社新聞記者はそれぞれの持ち場で、米騒動が起きた原因は何なのか、なぜこんなに苦しむ民衆がいるんだろうか、政府は何をしているんだと書きたてました。

「寺内内閣の暴政を責め、猛然として弾劾を決議した。関西記者大会の痛切なる攻撃演説」。

関西地区の記者たちが集まって演説を開いたんです。これが8月25日です。このときにまた事件が起きました。

大阪朝日新聞の夕刊なんですけど、削りのないもの全文と、一部削ったものという二種類が出ました。途中出して、気が付いて、慌てて削って出したというのが8月26日付けの夕刊です。

当時、当局はとにかく新聞社を目の敵にしてましたから、何か隙があれば封じ込めたいと、新聞記事をじーっと見てたんです。そしたらここに「白虹日貫けり」という記事が載ったんです。

この表現は中国の古典なんですけども、天下に兵乱が起こる予兆があるよ、騒動が起こるよというものでした。「日」は始皇帝、「白虹」は凶器^{はっこう}という意味で、君子に対するクーデターや暗殺を意味する言葉だったんです。この記事を書いた人は知識があったんですね。だから「白虹日貫けり」と昔の人がつぶやいた不吉な兆しが感じられる、最後の裁判の日が来たんじゃないかなろうかと、書いてしまったんです。

そうしたら大阪府警察部新聞閲覧係



が、この記事を見て「これは国民に不安、動揺を生じさせるものだ」として、この記事が発売禁止にしました。官憲が見逃さなかったんです。

発売禁止だけならまだよかったんですが、発行禁止直前まで行きました。大阪朝日は編集局長、社長が辞任し、編集の大転換を行いました。路線を変えることで命を長らえました。

メディアはもろいですね、新聞社を継続させなければいけないということで、自らペンを折ってしまったというんでしょうか。

米騒動は寺内内閣が倒れ、原敬政党内閣が誕生したりして大転換をしていくんです。近代日本の分岐点です。

大正7年、騒動が起きた年に、発祥の地である富山県滑川町で普通選挙運動の火ぶたが切られました。これは素晴らしいことだと思うんです。米騒動から7年、大正14年（1925年）に普通選挙法が成立します。しかし、この時、普通選挙と同時に、稀代の悪法と言わざるを得ない治安維持法も抱き合わせで成立しました。

ここが悔しいんです。普通選挙だけで喜んだらダメなんです。民衆が政治に参加するデモクラシーと、戦争へ向かう統制が準備されて、戦時下動員の時代へと進むきっかけを作ってしまったというのが、大正14年でした。

大正の米騒動では少なくともジャーナリズムは民衆の味方、民衆の視座から権力と対峙してました。私は大正7年のメディアが、一番ジャーナリズムが盛り上がったのではなかろうか。そ

こから今の日本のジャーナリズムは崖を落ちるようにどんどん落ちてきているのではないかなということを感じます。

ジャーナリズムの本質というのは、生きるための民の叫びに耳を傾けることでジャーナリズムの使命だと思えます。権力というのは圧倒的に強くて、放っておいたらそのまま時代は進んでいきます。おかしいなって思ったことは、小さくてもいいから声にする。小さな声がたくさん集まれば、大きな声になって波打つのではないのでしょうか。

米騒動の原点の「安政の大一揆」でおかかたちの発した言葉を思い出してください。

「ひもじい——！」でした。

私たちは今、いろんな市民運動をやっておりますが、本当に腹の底から腹を立てて、切実なる声を腹の底から出しているんだろうかということをちょっと反省したり、感じたりいたします。



100年目のメッセージ

米騒動は昔から、参加した人たちのことは悪く言われていました。そりゃ警察当局の県民を監視する側からすると、騒動は起こしたことは、秩序を乱した社会悪としか見ませんでしたが、参加した人はやっぱり生きるための手段でした。

米商人にモラル・エコノミー（道徳的な経済活動）を訴えたのです。私たちは何もやましいことをしていない、なにも悪いことをしていないという気持ちをもみなさんもっていたんじゃないかと思います。

大正7年の米騒動、世の中を動かしたのは富山湾東部沿岸地域に暮らす米の積み出し港兼漁師町のおかかたちでした。女性のリーダーがいっぱいいました。女が口火を切って動くことによって、男の人たちも賛同して動きました。

そして、滑川町では男たちの一揆が始まるぞということで、この騒動が全国の労働者を動かしました。

明治時代の米騒動と大正の米騒動が違うのはここなんです。明治はあくまでも単発的に起きてました。全国に連動しなかったんです。でも、大正7年はおかかたちが口火を切ることによって世の中を動かしました。騒動を起こしたかもしれないけど、勇気をもって行動したことは大いに評価したいと思います。

おかかたちがいなければ、女性解放や消費者運動やいろんな民主主義運動

がなかったかもしれません。行動にうつして問題解決に乗り出し、町の人たちを動かして連帯して連動して連結して労働者を巻き込んだというのが大正7年の米騒動だったと思います。

米騒動に参加したおかかたちが100年目の私たちにメッセージとして送っているのは、連帯し、行動しようよということ。「おらたち、男女平等とか選挙権とか何もなかったよ。それでも生きるために動いたがいぜ」

民よ立て、民衆よ立ち上がれということ。おかかたちは私たちの背中を押し、声をあげよと、呼び起こしてるのではないかという気がします。

今、日本はとても危ういというか、きな臭いというか、息苦しい、閉塞感でいっぱい。

もしかしたら戦争になるんじゃないか、もしかしたら今すでに戦前になってるんじゃないかしらという感じもするんです。治安維持法が米騒動によって生まれて、この治安維持法が戦時下の言論弾圧の武器となりました。そしてまた同じような法律が共謀罪法として、米騒動から100年目に出てきているということを私たちは忘れてはいけないというふうに思っています。



2018 特別講座「米騒動」100年を考える

講演②「米騒動と被差別部」

富山から始まった「米騒動」で刑事処分された8185人のうちの1割は部落民だと言われています。この事態を重く見た原内閣は部落対策として、1920年に初めて部落改善費5万円を計上し、融和行政をすすめました。第2講では大阪市立大学元教授の上杉總さんに賤民廃止令の布告を読み解き、労働運動へと変化していった米騒動が被差別部落にどのような影響を及ぼしたのかをお話いただきました。【文責：重本洋輔】

大変古くから存在してきた部落差別と賤民廃止令の布告

日本の長い歴史の中で、部落の人に対するケガレ意識や血筋意識、あるいは「怖い」、「恐ろしい」といった差別意識は非常に古くから存在してきました。

そんな中、明治4年に穢多・非人の名称を廃止し身分・職業共平民同様とする「布告」が出されました。俗に「解放令」と呼ばれる「布告」です。しか

し、私は「解放令」という言葉は大きな勘違いを犯すもどだと思います。「布告」には「穢多・非人等の称廃せられ候条、自今身分職業とも平民同様たるべき事」と書かれており、我々はこの文言から「穢多・非人の名称が廃止され、身分も職業も平民同様になったのだから、部落の人は一般のお百姓や町人と同じようになるんだ」と考えるわけです。しかし、そもそもいくら原文を読んでも「解放」なんて言葉はどこにも書かれていません。

実はこの「布告」、内実は大蔵省によって出されたものなのですが、穢多・非人の人達からも平民と同じように税金を徴収するために出されたのです。「布告」が制定される経過について書かれた大蔵省の文書には、旧来一般平民籍の外にある穢多・非人を一般の平民籍に編入し、地租その他を徴収する」といったことが書かれています。

それだけではありません。この「布告」によって、部落の人は江戸時代の





警察職など、それまで自分達が担っていた仕事を失うことになりました。仮にこれまでの仕事を失ったとしても部落の人が他の平民と同じ仕事を担うようになったということであれば良いのですが、そうではありませんでした。京都の余部村へ出された「布告」には「但し、是までの職業は即平民の職業に付、相改めるには及ばず」との記載があります。これは「皮革業や履物の修理など、これまで部落の人が担ってきた仕事は今後も続けても構いません。あなた達は平民になったのだから、あなた達の仕事が平民の仕事なんですよ」ということです。これは明らかに詭弁です。政府が国民を騙すのは今も昔も同じです。

賤民廃止令の欠陥

身分は平民同様になったものの政府は職業を変えさせるよう努力していない、これがこの「布告」の欠陥の一つです。しかし、それだけではありません。差別について何ら触れられていないのです。

高知で見つかった資料には、「穢多

の称、元来不浄を取り扱うを職業とし、人民一般信仰すべき神仏をも拝する事能わず、民中の度外にあり、これその年久しく汚業をなす風習に安んじ、平民と火を同じくせざるものにして、今にわか俄に平民の籍に入るとも、従来の平民に忌み嫌われるは固より自然の事なり。よって旧来の風習を改め、汚穢を去り、心身を浄潔にし、然る後に平民同様神仏へも参詣し、一般との交際をなすべし。この次第を弁えずしてかえみだりに平民と交際せんとするは、却って穢多の称を免れざるべし」と書かれています。つまり、「穢多は差別されるのが自然なんだ」ということです。そればかりか皮革業や履物の修理など、これまでどおり仕事を続けても良いと言っておきながら、「続けるなら穢多と呼ばれて差別されても仕方がない」と言っているのです。

当時の差別をよく表している木下尚江の「懺悔」について紹介したいと思います。これは木下尚江という人物が島崎藤村の「破戒」に感動し、自分の子どもの頃に長野で起こった出来事を思い出して書いたものです。

ある村の名主の家で葬式があり、部落の人達も参列しました。それまで平民の家に上がって腰掛けることなど許されなかった部落の人達でしたが、「我々も足を洗って同じ人間の仲間入りをしたのだから他の村民と同じように振舞うのが肝心だ」ということで、皆で他の来客と同様に畳の上に座りました。やがて家主から来客に酒が

振舞われる時刻になり、他の来客の前には徳利と杯が出されていましたが、部落の人達の前には何も出されていません。皆が不思議に思っていると家主が洗った小児用の便器を持って来させて、そこに酒を注ぎ始めたのです。そして部落の人達にこう言いました。「貴様らも足を洗えば不浄でないとおおり、便器も洗えば不浄でない」と…。

これは長野の出来事ですが、新潟や高知、大分にも記録が残っています。実はこの記述は雑誌に掲載され、全国に知れわたっていたのです。その頃、「布告が出されたけれど、部落の連中とどう付き合ったら良いんだろう」と迷っていた人にとって、この便器の教訓の話はスッと入っていったのです。つまり「我々はあいつらを『洗った便器』と考えれば良いのだ」ということです。これが明治4年以降の状況です。こんなおかしな話はありません。

私が差別解消について当時の政府が明確に言及している資料はないかと、探して探して、やっと出てきた資料なのですが、「穢多共、平民籍え編入の儀、御沙汰の趣もこれある処、間には夫れが為、物議を生じ、不都合の儀もこれ



ある哉に相聞き候。太段人情において速に共和致し難き儀もこれあるべきに付、解合自然に任せ、事柄に寄っては、まずこれまで通りのやり方の外はこれ有る間敷候間、その意味を以て取扱い、問題になるような儀これ無き様、重々説得致すべき事」と書かれています。

要するに「布告が出たからといって急に仲良くするのは難しいだろうから、今は何もしなくてもいい」「そのうち差別は自然に弱まるかもしれないから、政府は直接関与しない」ということです。政府が差別に対して「間違っている」ということを示さずして、何が「解放令」でしょうか。

こうして政府が差別を黙認した結果、何が起きたのかと言いますと、一般の人達による「布告」に対する「反対一揆」です。岡山県では部落の人達が襲撃され18人がなくなり、福岡でも部落の村が放火され1500戸が焼かれました。

また壬申戸籍についても、身分は平民と記載されているものの続き柄や血縁の欄に「旧穢多」や「父穢多」などと記載されたものが各地で見つかるなど、その後も合法的な形で差別が続きました。このように明治4年の「布告」は、差別をしてはいけないと思わせながら実際は差別をしても構わない、これまでと何も変わらないという欠陥法だったのです。

この「布告」によって江戸時代までの身分は制度として確かになりました。しかし、本当に差別をなくしていくつもりなら、身分制度だけでなく、



付き合い、結婚、仕事など、差別的な慣習についても手をつけていく必要がありました。そういったものには一切してこなかったのです。

したがってこの「布告」は「解放令」ではなく「賤民廃止令」であると言えます。最近では「解放令」という記載をやめて「賤民廃止令」と記載する歴史教科書も出てきています。

「夜明け前」の薄暗い明治

皆さんは「明治維新」をもっと素晴らしいものじゃないかと思っていらっしゃるかもしれません。「四民平等」「文明開化」と言いますからね。「明治維新」というと、テレビや新聞などでも明るいイメージで描かれてきました。しかし、明治の資料を読んでいった場合、一体いつ頃「四民平等」という言葉が出てくるかと言いますと、なんと明治30年以降でした。明治維新の頃には「四民平等」なんて言葉はありません。その証拠に、当時の華族や士族はなんと国家予算の3分の1にあたる給料をもらっていました。人口の4～5%の人達に対して国家予算の3分の1です

よ。それが明治9年の秩禄処分によって廃止されました。しかし同年、政府は秩禄公債という形で華族や士族に対して「これから大変だろうからこのお金で生活なさい」と、なんと国家予算の3カ年分のお金を出しました。一方、部落の人達には1円のお金も出されませんでした。それどころか仕事など多くのを失いました。これが「四民平等」でしょうか。今、教科書からも「四民平等」という言葉がどんどん消えていっています。島崎藤村の「夜明け前」にも、「明治維新というのは薄暗い夜明け前だ」とはっきり書かれています。我々は明治維新が実際はどういったものだったのかを知らないがために、明治時代を必要以上に明るく描きすぎてきたのです。

部落の人達だけでなく一般の人達にも目を向けていくと、当時の日本で圧倒的に多かったのはお百姓でした。そんな中、明治5年に徴兵令が出され、国民全員が兵隊として国に自分の命を差し出さなければならなくなったわけです。しかし、彼らは喜び勇んで兵隊になっていきました。なぜかと言いますと、自分の家で米を食べることができなかったからです。

お百姓が自分の土地を失い、小作人が増えていくのは明治時代になってからです。大地主と小作人の関係が作られたのもこの頃です。兵隊になれば米をたくさん食べることができます。つまり米を食べたいがために兵隊になっていった面々さえあるのです。

やがてシベリア出兵の際、米がたく

さん必要になるだろうと米の値段がどんどん釣り上がっていきました。そうした流れが1918年の米騒動へとつながっていったのです。

また、農業だけで生活できない小作人も大勢いました。彼らは都市へ出て労働者になるしかありません。しかし、この頃は過酷なタコ部屋労働であり、逃げ出すとリンチされるのが当たり前でした。このように、この頃のお百姓は土地を奪われ、労働者は強制労働させられていったというのが日本社会のあり方でした。

米騒動以降、この労働者の状態を変えていこうと工場法というのがつけられました。それまでは12～13時間労働なんて当たり前で、子どもの労働だって認められていましたが、そういうことをやってはいけないと、多少なりとも民主的になっていくのが米騒動以降なんです。そういう事実が忘れられており、こうした明治期を明るいイメージで描くというのは間違いであると私は思います。

米騒動による転機と水平社の成立

さて、1918年に米騒動が起こって社会はどのように変化していったのかと言いますと、以降、女性解放運動や労働者運動が活発になっていきます。その後、水平社運動も起こりました。その意味では米騒動なくして現在の民主主義はないと言えます。

米騒動では逮捕者25000人のうち刑事処分者は8000人でしたが、その約



1割が部落の人達でした。そのことを受け、一般人の中からも「部落差別」について考える人、なんとかしようと動き始める人が現れました。「部落問題」という言葉が出始めるのもこの時期です。つまり米騒動以降、「部落差別」という『問題』をなんとか解決していかなければいけない」という意識が社会の中で生まれ始めたのです。

明治初期の部落の人口比率は50人に約1人です。つまり部落の人は49人の一般人を相手に1人で闘わなければならず、泣き寝入りせざるを得ませんでした。これまで部落の人が暴力的に抑圧され、逆らえば殺されることもあった時代、「洗った便器」として扱われてきた時代から、部落の人が文句や意見を言える時代になったのです。

そんな中、原敬内閣によって部落改善の閣議決定が出されます。「そろそろ差別はやめましょう」ということで地方改善費という形ですが部落の人達への援助金が出されるようになったのです。それは現在まで続いています。特措法は2002年に失効しましたが、現在でも地方改善事業費として隣保館

には厚生労働省から援助金が出されています。

こうした世の中全体の変化を受けて1922年に全国水平社が創立されました。これまで1人で49人を相手に闘わなければならなかった部落の人達が「今こそ動きだそう」と差別からの解放をめざして本格的に立ち上がったわけです。あの有名な水平社宣言には、明治4年に欺瞞的で欠陥だらけの「布告」が出されて以来、部落の人がずっと泣きながら考えてきたことが書かれています。「吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする」、これは人を尊敬するというをとおして自分自身の解放を望むということです。これは人類普遍の原則です。そのことを訴えたこの「水平社宣言」は世界遺産にふさわしいと私は思います。そして、我々はその宣言の重みについて知るとともに、水平社運動が大変困難な中で起こったこと、その運動が米騒動をきっかけとした大きな歴史変動によって成り立ったことについてきちんと知る必要があります。

もちろん、部落の人達の困難はその後も続きます。水平社創立翌年の1923年、奈良で水国争闘事件が起こりました。これは部落出身者の婚礼を侮辱した老人への抗議をきっかけに部落の人達が襲撃された事件ですが、襲撃をかけた側より、部落の人達の方が重い処分を受けました。これは明治時代からずっと続いてきたものです。群馬県で起こった世良田村事件も同じです。差別に糾弾したことをきっかけに



水平社の青年が襲撃を受けました。再び49人が1人に襲いかかってきたわけです。

その結果、部落の人達は政府に対して要請書を出します。内容は明治4年の「布告」の廃止と「差別禁止法」の制定です。「明治4年の布告は偽りのものであるから廃止してほしい。そして差別を禁止するとともに、差別に便乗して人を殺したり、家を壊したりすることを取り締まる法律を新たに作ってほしい」ということでした。270人の国会議員がこれに賛成し、差別禁止法の成立に向けて取り組みが始まろうとしました。しかし、むしろ運動体の一部からの反対によって残念ながら成立しませんでした。でも、これが当時の水平社が目指した本当の到達点なのです。

最近になって差別解消法が制定され、差別禁止法の必要性についても叫ばれていますが、もしこの当時に差別禁止法が成立していたら部落差別はすでに解決していたかもしれません。

最後にもう一度言いますが、明治4

年の「布告」は、長い差別の歴史がある中で本来果たすべき役割を果たさない欠陥品でした。そのために明治の50年間、部落の人達は辛くて苦しい生き方をせざるを得ませんでした。また、それはお百姓も労働者も同じでした。そのような明治時代を明るいイメージで描くのはそろそろ改めるべきです。

そして、そのような暗い時代が変わっていくきっかけになったのが「米騒動」です。水平社運動についても、米騒動以降の社会の変化を受けて起こった大きな動きなのです。

夜明け前が暗ければ暗いほど、その後には明るい時代がやってくるということで、この豊中も含めた今後の部落解放運動に期待していきたいと思います。

楽遊ガイド

『健康で文化的な最低限度の生活』 は誰のもの？

玉置 好徳【理事】

どうもご無沙汰しております。この間は大阪府北部地震や台風21号の直撃など、まさに天変地異の連続でしたが、皆様元気でお過ごしでしょうか。

さて、これまで私の担当回ではスポーツネタを中心に取り上げて参りました。けれども、今回は自分の本業である社会福祉に関するテーマに立ち返ってみようと思います。

そこで取り上げるのは、柏木ハルコ著の漫画『健康で文化的な最低限度の生活』です。

本作品は、週刊誌『ビッグコミック

スピリッツ』（小学館）に連載中で、単行本も第7巻まで刊行されています。また、現在テレビドラマ化されてフジテ

レビ系列（制作：関西テレビ）で毎週火曜日の午後9時から放映中です。あらすじは、



大卒新人公務員の義経えみる（ドラマ主演：吉岡里帆）が、いきなり生活保護を所管する福祉事務所に配属されて、さまざまな事情を抱えた生活保護受給者たち（以下では「利用者」といいます。）と出会い、悩みながらも上司や同僚に支えられて成長していく青春物語です。

このタイトルは、日本国憲法第25条第1項の条文「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」から採られています。なお、この権利を「生存権」ともいいます。これに続く第2項には「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と書かれています。

これらを受けて、生活保護法の第1条には「この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定められています。

つまり、老若男女、貧富、病気や障がいの有無などを問わず、私たち国民には生まれながらにして生存権があり、国にはそれを保障する義務があるということが、わが国の社会福祉の原理原則だということです。そして、その究極の目標は、その人らしい自立の道を歩んでいけるようにすることです。（なお、これらは日本に在住する

外国人にも人道上の配慮として適用されています。）

ところが、世間ではこれはあくまでも建前にすぎないとして、本音の部分では「働かざる者食うべからず」の道徳律を杓子定規に当てはめるたぐいの偏見が深く広がっていて、それによる利用者への差別も発生しています。その最たるものが2012年に起こった「生活保護バッシング」だと思えます。これは芸能人の不正受給報道（実際には不正ではなかったことを申し添えておきます。）をきっかけとして、インターネット上での利用者全般を巻き込んだ大炎上へと拡大しました。さらに、その最中に当時の民主党野田佳彦内閣が生活保護基準の引き下げを明言して、政権交代後の自由民主党安倍晋三内閣が生活保護法を改正してそれを実施したことは、わが国の社会福祉の歴史に残る汚点ではないかと思えます。その後、2016年にはNHKニュースの子どもの貧困特集に出演した女子高校生が、SNSなどを通じてバッシングされるという「貧困たたき」が発生しました。このように、時代の最先端にあるインターネットやマスメディアを通じて、社会的に弱い立場に立たされる利用者が、昔ながらの偏見や差別によって、さらに抑圧されている状況には強い違和感を覚えます。

このような社会的風潮の下、視聴率ではやや苦戦しているようですが、民放によるゴールデンタイムのドラマに

しては、攻めのテーマを取り上げた英断に敬意を表します。また、たまに首をかしげたくなるような過剰演出も見受けられますが、おおむね原作に忠実に映像化している点も評価できます。もちろん、世間には差別や偏見があることを随所に織り込みながらも、それらを増長させないように配慮がなされている点も素晴らしいと思います。

けれども本作品では、たとえば小田原市のケースワーカーが不適切な言葉をプリントしたジャンパーを着用して居宅訪問していたように、現場が抱えている闇の部分にスポットライトを十分当てられているかどうかは疑問です。また、制度上の問題として、生活保護基準以下の収入で生活している人びとのうち、実際に保護を受給している割合（これを「捕捉率」といいます。）が2割にも満たないという問題には触れられていません。それらによって視聴者がいなく生活保護のイメージに、現実とのギャップが生じるおそれがないとはいえないでしょう。とはいえ、それらの課題とエンターテインメント作品としての秀逸さを天秤にかければ、後者によって生活保護のリアルを感動的に伝える意義の方がはるかに勝っているだろうと思います。

最後に、本作品に登場する利用者が生活保護に至るきっかけは、失業、DV離婚、アルコール依存症など、もしかしたら私たちが明日直面するかもしれない問題ばかりです。また、インターネット上で生活保護をバッシングして

いる人の中には、実は自分自身も生活に困っている人が少なくないと聞きます。したがって、今日貧困問題



は私たち一人ひとりにとって決して他人ごとではないし、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」は私たちの誰にとってもかけがえのないものであることを、本作品を通じて再認識していただきたいと思います。

このコラムにお目通しいただく頃には、ドラマも佳境に差し掛かっているのではないかと思います。ドラマをご覧になった方は、ぜひ漫画の方もお手に取ってみてください。また違った味わいがあると思います。

ちなみに、本作品とは逆に利用者の視点から生活保護を描いた作品として、さいきまこ著の漫画『陽の当たる家～生活保護に支えられて～』（秋田書店）などがあります。こちらもお勧めします。

「健康で文化的な最低限度の生活」、
「陽のあたる家」、どちらも資料室
にあります。貸出希望の方はお問
合せください。

同和問題解決推進協議会「答申」を振り返って 「答申」の活用方法について考えてい きたい!

今、部落問題については、人権問題・課題の多様化などを理由に、市の人権啓発事業や小・中学校の人権学習で取り上げられる機会が以前に比べて少なくなってきたおり、その結果、「部落問題を知らない」、「教わったことがない」といった人たちが増えてきている。その一方で、今も部落に対する差別意識は根強く生き続けており、特にインターネット上では、部落問題への誤った認識に基づく差別情報が氾濫しているといった深刻な状況にあるなど、部落問題への誤った認識をさらに広めてしまうといったことが危惧されている。

それを食い止めるためには、教育・啓発に取り組むことで部落問題への正しい知識と理解を少しずつでも広めていくことが必要であるが、取り組んでいくにも具体的な方法があるわけではなく、また、部署や学校によって取り組みに差があるなど、現場も「どのように取り組めば良いのかわからない」「教え方がわからない」といった状況にある。

そういった状況を改善していくため、第7期同和問題解決推進協議会で

重本 洋輔【事務局】

は約2年間、10人の委員が、現場や関係者との意見交換などをとおして教育・啓発の重要性について確認しつつ議論を重ねていきながら、「豊中市における同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方についての答申」を作成し、2018年3月26日に当時の浅利市長に提出した。

第7期で初めて参加した僕としては、議論についていくのがやっとなで戸惑うことも多く、『答申』の作成に貢献した!と胸を張って言うことはできないが、このような場に参加できたことは良い経験になったし、素直に嬉しく思う。ここで「ほっ」と一息つきたい気持ちも正直あるが、「これで終わり」というわけではない。なぜなら、この「答申」は部落差別の解消に向けた今後の取り組みに活用してもらうために出されたものだからだ。市長や関係者に読んでもらって終わりでは状況は何も変わらないし「答申」を出した意味がない。したがって、今後は「答申」の周知とともに、「答申」をどのような方法で活用して、教育・啓発に取り組んでいくのか、そのためには何が必要か」などについて考えていく必

要があり、まずは少なくとも教える側・伝える側である教員や行政職員が部落問題についてきちんと理解していけるような形を作っていく必要があると思う。

そのための方法として、「答申」でも触れられているように、世間から差別の対象とされている土地を自分の目で見て学ぶことができる「フィールドワーク」の意義は大きい。実際、豊中地区の場合も、「嘘偽りのない本当の部落の姿」をとおして、「世間で噂されている部落のイメージが如何にデタラメか」や「部落差別が如何に無意味で理不尽化か」を実感できる貴重な機会になっている。

しかし、決してフィールドワークばかりを取り組んでいけば良いというわ

けではない。それだけで部落問題を理解することは不可能だからだ。したがって、フィールドワークを出発点、または通過点にしていきながら、その後も別の様々な方法や切り口で部落問題を学び続けていく必要がある。

「答申」の提出から約半年がたった2018年8月30日、第8期同和問題解決推進協議会がスタートした。一部のメンバーが入れ替わるなど、前期とはまた違った雰囲気ではあるが、今後もこの協議会をとおして「答申」の活用方法について考えていきたい。

※【豊中市 HP → 人権文化のまちづくり → 答申・方針・計画など】のページから「答申」全文を見ることができます。

豊中地域より

保育教育協議会の取り組み

酒井 留美【事務局】

保育教育協議会は部落問題を軸に「発信し・交流し・つながる場」とし、五中校区でこども園、小学校、中学校、児童館、地域の大人が集まっています。

2018年度は「自分と部落問題を考え、気づき、見つめ直す」として、第一回目を9月11日に開催しました。

克明小学校の教員・金桃子さんから、これまでの体験や出会いを通して考えたことや学んだことについてお話をいただきました。

【参加者の感想】

・金さんがお話してくださったおかげで、一人ひとりが本当にいろいろな事を感じた2時間だったと思います。実は知らないところで「特権」（マジョリティ）側に自分がいること、それによるマイクロアグレッション（明らかに差別・偏見ではないけど、そうとも取れる微妙な言動。他者への些細な攻撃）の怖さを改めて思い知りました。

SNS を使えば使うほど差別や偏見が助長される、そんな時代の子どもたちに教師として何が伝えられるのか考えていきたいです。今日は来てよかったです。

・自分の保育士という仕事におきかえて聞くと、子どもに対して良かれと思って勝手に子どもの気持ちを代弁していないか、良かれと思って丸くおさめようとしていないかなど思いました。大人にとってはささいなことも子どもにとっては大問題、しっかりと子どもが気持ちを伝えようとしている姿を見守っていけるようになりたいと思いました。

・「人権」学んできたことが知っていること、知っていること知ったかぶりじゃなく学んだことから気づいて考えていけるようになりたいと思います。



1年に2～3回の保育教育協議会ですが参加された方が心地よく、「さあ、子どもたちとどう向き合おうか」と元気になる会になっています。今後も保育教育協議会で大事にしている事、めざしていることをしっかり確認し合い進めていきたいと思います。

★「部落問題をタブーにせず」これを軸とした協働による実践を創ろう！

★校区に部落差別が存続する現実に対して、他人ごとではなく、「自分ごと」として引き受けようとする人々とつながろう！

★一方通行でも寄り添いでもなく、校区に根ざした自前の取り組みを創りだそう！

★新しい部落問題学習の展開を通じて、「教育のまち・とよなか」の実現をめざそう！

人権文化のまちづくり講座

「生き方としての部落問題」(仮)

12月13日(木) 18時30分～20時30分

講師：藤田敬一さん(元岐阜大学教授)

会場：豊中人権まちづくりセンター

入場
無料

蛭池地域より 平和と人権の取り組みを

福島 智子【事務局】

蛭池地域では、毎年8月を中心に、様々な関係機関で「平和と人権月間」の取り組みを行っています。

協会の事業としては、8月10日に、平和映画会「いわたくんちのおばあちゃん」の上映会を行いました。参加者は、昨年より少し少なかったのですが、上映時間が少なかったため、終了後に感想などを交流しました。小学生から高校生までが参加してくれて、それぞれから感想を伝えてもらい、とてもいい機会となりました。

蛭池人権まちづくりセンターでは、玄関ロビーのスペースを利用して、「子どもの権利条約」のパネル展や、平和と人権の絵本コーナーと絵本タイムも行われ、8月30日の人権講演会では、



数年前や昨年度まで蛭池地域で勤務されていた2人の先生からお話をいただきました。

この期間中の高齢者事業では、高齢者と児童館の子どもたちが一緒に「すいとんづくり」をする交流会も行われ、子どもから高齢者まで、様々な年齢の方に参加いただき、いろんな体験を通して、平和と人権について、感じていただく機会が持てて良かったと思います。



編集後記

◆パソコンやスマホで「部落問題」と検索すると、法務省や人権協会のHPなど、啓発情報が表示されます。しかし、「同和地区 どこ」など、検索するワードを少し変えると、もののみごとに差別的なサイトがずらりと並びます。全国の被差別部落を事細かに教えてくれるサイトや、示現舎のように各地の被差別部落周辺を歩いて回った様子を写真付きでブログにアップしているものまで様々です。広告収入が目的でもあるとは思いますが、閲覧者がいるということは、部落がどこなのかを気にする人がいることの現れではないでしょうか。それでも部落差別はなくなったといえるのでしょうか。◆杉田氏はいまだに謝罪も撤回もしていません。『新潮45』は10月号で杉田氏を擁護するような原稿を掲載しましたが、休刊に至りました。黙り込むことで問題は解決も終息もしません。安倍さんにいたっては「まだ若いですから」と理解に苦しむ発言をしています。文章そのものも問題なのに、それを許す空気があることに驚きます。宮前さんがおっしゃる“マイノリティあるある”を経験された方は多いと思います。愛想笑いをするのが精一杯です。◆『風になる』はビッグイシューに連載されていたエッセイが書籍化されたものです。東田さんの自己肯定感と自尊感情の高さに驚き、本当に感動しました。彼の綴る文章、選ぶ言葉に表れる純粋さ、素直さに自分自身を恥じました。軽い気持ちで勧めたにも関わらず、すぐさま共感してくださった寺本さんにも感謝です。2冊とも資料室にあります。◆元アナウンサーだった金澤さんの声はとても美しく、口調も丁寧で、見習うべき所がたくさんありました。時折話さ

れた富山弁を懐かしむ参加者もいました。100年前に比べると国民の生活水準は上がりました。しかし格差が広がり、貧困家庭はゼロではありません。米騒動から100年の今、「ひもじいー！」と叫んだら、「うるさい！自分のせいやる！」と叫び返されるんじゃないかなと思うぐらい閉塞感が漂っている気がします◆「賤民廃止令」が出されたものの、人々の「差別する心」はそのまま残り、引き継がれていきました。為政者は国民を束ねるため、あえて差別を禁止する布告は出さなかったのでしょうか。差別がまかり通っていた時代から、差別はいけない時代になりました。それでも引き継がれた「差別する心」は、バレないように陰湿な方法を探したり、または開き直って差別しようしているのではと思います◆視聴率が低いと言われたドラマでしたが、視聴率がすべてを表している訳ではないと思います。活字離れもですが、テレビ離れも進んでいるのではないのでしょうか。長女はアニメも観ますが、それよりもyoutubeを観たがります。姉の真似とはいえ、私のスマホを手に持ち、「ゆーちゅーぶ、みていい？」と1歳の次女の口から「ユーチューブ」という単語が出てきたことに心底、時代を感じました。メディアとの向き合い方、ルールを一緒に考えなくてははいけません。◆地震に豪雨、さらには台風と自然災害が相次ぎました。台風の影響で36時間近い停電を初めて経験しました。電気のありがたさですが、災害への備えの甘さを痛感しました。◆きむきがんさんのひとり芝居はすごい！の一言です。騙されたと思ってぜひお越しください。藤田敬一さんを4年ぶりにお招きすることになりました。こちらも是非、騙されてください。(森山)

人権相談をご利用ください

1. 人権ケースワーク事業（豊中市からの受託事業）

●定例相談

とき：月曜・水曜・金曜日の9時～17時

ところ：蛍池事務所（蛍池人権まちづくりセンター内）

電話：06-6841-2315

●出張相談

とき：第2、第4木曜日の13時～15時

ところ：豊中市役所第2庁舎1階広聴係

2. 人権相談（自主事業）

とき：月曜日～土曜日、事務所開設時（9時～17時）に随時受付

ところ：豊中事務所（豊中人権まちづくりセンター内）

電話：06-6841-5300

mail：bwz37306@nifty.com

●編集：発行

一般財団法人

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL：06(6841)5300 FAX：06(6841)6655

HP：<http://jinken.la.coocan.jp/>

E MAIL：bwz37306@nifty.com 郵便振替：00960-8-153806

蛍池事務所 TEL:06(6841)2315 E MAIL:bpazk307@tcct.zaq.ne.jp